

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

(昭和四十九年六月七日)

(政令第二百二号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令をここに公布する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号)第二条第二項、第三条第一項ただし書、第十三条第一項、第十四条及び第二十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(第一種特定化学物質)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル
- 二 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が三以上のものに限る。)
- 三 ヘキサクロロベンゼン
- 四 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一・四・四a・五・八・八aヘキサヒドロエキソ一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名アルドリン。第三条の表第三号において「アルドリン」という。)
- 五 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロエキソ一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名ディルドリン。第三条の表第四号において「ディルドリン」という。)
- 六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七エポキシ一・四・四a・五・六・七・八・八aオクタヒドロ一・四一エンド一五・八ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
- 七 一・一・一・一トリクロロ一ニ・ニビス(四一クロロフェニル)エタン(別名DDT。第三条の表第三号において「DDT」という。)
- 八 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一ニ・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一四・七メタノ一H一インデン、一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一三a・四・七・七aテトラヒドロ一四・七メタノ一H一インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル。第三条の表第五号において「クロルデン類」という。)
- 九 ビス(トリブチルスズ)＝オキシド
- 十 N・N' ジトリル一パラ一フェニレンジアミン、N一トリル一N' キシリル一パラ一フェニレンジアミン又はN・N' ジキシリル一パラ一フェニレンジアミン
- 十一 二・四・六一トリ一ターシャリーブチルフェノール
- 十二 ポリクロロ一ニ・ニジメチル一三メチリデンビスクロ [ニ・ニ・一] ヘプタン(別名トキサフェン)
- 十三 ドデカクロロペンタシクロ [五・三・〇・〇ニ・六・〇三・九・〇四・八] デカン(別名マイレックス。第三条の表第九号において「マイレックス」という。)
- 十四 二・ニ・ニ一トリクロロ一・一・一ビス(四一クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)
- 十五 ヘキサクロロブタ一・三一ジエン
- 十六 二一(二H一・ニ・三一ベンゾトリアゾール一ニ一イル)一四・六一ジ一ターシャリーブチルフェノール
- 十七 ペルフルオロ(オクタン一スルホン酸)(別名PFOS。以下「PFOS」という。)又はその塩
- 十八 ペルフルオロ(オクタン一スルホニル)＝フルオリド(別名PFOSF)
- 十九 ペンタクロロベンゼン
- 二十 r一・c一ニ・t一三・c一四・t一五・t一六一ヘキサクロロシクロヘキサン(別名アルファヘキサクロロシクロヘキサン)
- 二十一 r一・t一ニ・c一三・t一四・c一五・t一六一ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ベータヘキサクロロシクロヘキサン)
- 二十二 r一・c一ニ・t一三・c一四・c一五・t一六一ヘキサクロロシクロヘキサン(別名ガンマヘキサクロロシクロヘキサン)
- 二十三 デカクロロペンタシクロ [五・三・〇・〇ニ・六・〇三・九・〇四・八] デカン一五一オン(別名クロルデコン)
- 二十四 ヘキサブromoビフェニル
- 二十五 テトラブromo(フェノキシベンゼン)(別名テトラブromoジフェニルエーテル。第三条の表第十二号において「テトラブromoジフェニルエーテル」という。)
- 二十六 ペンタブromo(フェノキシベンゼン)(別名ペンタブromoジフェニルエーテル。第三条の表第十三号において「ペンタブromoジフェニルエーテル」という。)
- 二十七 ヘキサブromo(フェノキシベンゼン)(別名ヘキサブromoジフェニルエーテル)

二十八 ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)(別名ヘプタブロモジフェニルエーテル)
 (昭五四政二二五・昭五六政三〇二・昭六一政二九七・昭六一政三三五・平元政三五
 一・平一二政五四二・平一四政二八七・平一七政一三四・平一九政三二二・平二一政二
 五六・一部改正)

(第二種特定化学物質)

第一条の二 法第二条第三項の第二種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

- 一 トリクロロエチレン
- 二 テトラクロロエチレン
- 三 四塩化炭素
- 四 トリフェニルスズ=N・N—ジメチルジチオカルバマート
- 五 トリフェニルスズ=フルオリド
- 六 トリフェニルスズ=アセタート
- 七 トリフェニルスズ=クロリド
- 八 トリフェニルスズ=ヒドロキシド
- 九 トリフェニルスズ脂肪酸塩(脂肪酸の炭素数が九、十又は十一のものに限る。)
- 十 トリフェニルスズ=クロロアセタート
- 十一 トリブチルスズ=メタクリラート
- 十二 ビス(トリブチルスズ)=フマラート
- 十三 トリブチルスズ=フルオリド
- 十四 ビス(トリブチルスズ)=ニ・三—ジブロモスクシナート
- 十五 トリブチルスズ=アセタート
- 十六 トリブチルスズ=ラウラート
- 十七 ビス(トリブチルスズ)=フタラート
- 十八 アルキル=アクリラート・メチル=メタクリラート・トリブチルスズ=メタクリラート
 共重合物(アルキル=アクリラートのアルキル基の炭素数が八のものに限る。)
- 十九 トリブチルスズ=スルファマート
- 二十 ビス(トリブチルスズ)=マレアート
- 二十一 トリブチルスズ=クロリド
- 二十二 トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物(別
 名トリブチルスズ=ナフテナート)
- 二十三 トリブチルスズ=一・二・三・四・四a・四b・五・六・十・十a—デカヒドロ—七—
 イソプロピル—一・四a—ジメチル—一—フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化
 合物の混合物(別名トリブチルスズロジン塩)
 (平元政七五・追加、平元政三五—平二政二五九・一部改正)

(新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合)

第二条 法第三条第一項第四号の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 新規化学物質を他の化学物質の中間物として製造し、又は輸入する場合であつて、その新
 規化学物質が当該他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染
 を防止するために必要な措置が講じられているとき。
- 二 新規化学物質を施設又は設備の外へ排出されるおそれがない方法で使用するためのものと
 して製造し、又は輸入する場合であつて、その新規化学物質が廃棄されるまでの間において
 その新規化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているとき。
- 三 新規化学物質を輸出するために製造し、又は輸入する場合(その輸出が新規の化学物質に
 よる環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域として厚生労働省令、経
 済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とするものである場合に限る。)であつて、そ
 の新規化学物質が輸出されるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止す
 るために必要な措置が講じられているとき。

2 法第三条第一項第五号の政令で定める数量は、一トンとする。

(平一五政四一九・全改)

(審査の特例等の対象となる場合)

第二条の二 法第四条の二第四項第一号の政令で定める数量は、十トンとする。

(平一五政四一九・追加)

(第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質ご
 とにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品(日本国内において生産される同種の製品により代替す
 ることが困難であり、かつ、その用途からみて輸入することが特に必要なものとして経済産業
 大臣が指定するものを除く。)とする。

第一種特定化学物質	製品
一 ポリ塩化ビフェニル	一 潤滑油、切削油及び作動油 二 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシー

	<p>リング用の充てん料</p> <p>三 塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙</p> <p>四 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器</p> <p>五 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー</p> <p>六 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ</p>
二 ポリ塩化ナフタレン (塩素数が三以上のものに限る。)	<p>一 潤滑油及び切削油</p> <p>二 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</p> <p>三 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)</p>
三 アルドリン及びDDT	<p>一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</p> <p>二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)</p>
四 デルドリン	<p>一 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</p> <p>二 塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)</p> <p>三 羊毛(脂付き羊毛を除く。)</p>
五 クロルデン類	<p>一 木材用の防腐剤及び防虫剤</p> <p>二 木材用の接着剤</p> <p>三 塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。)</p> <p>四 防腐木材及び防虫木材</p> <p>五 防腐合板及び防虫合板</p>
六 ビス(トリブチルスズ)=オキシド	<p>一 防腐剤及びかび防止剤</p> <p>二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)</p> <p>三 印刷用インキ</p> <p>三 漁網</p>
七 N・N'—ジトリル—パラフェニレンジアミン、N—トリル—N'—キシリル—パラフェニレンジアミン又はN・N'—ジキシリル—パラフェニレンジアミン	<p>一 ゴム老化防止剤</p> <p>二 スチレンブタジエンゴム</p>
八 ニ・四・六—トリ—ターシャリーブチルフェノール	<p>一 酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。)</p> <p>二 潤滑油</p>
九 マイレックス	木材用の防虫剤
十 ニ—(ニH—)・ニ・三—ベンゾトリアゾール—ニ—イル)—四・六—ジ—ターシャリーブチルフェノール	<p>一 化粧板</p> <p>二 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料</p> <p>三 塗料及び印刷用インキ</p> <p>四 ヘルメット</p> <p>五 ラジエータグリルその他の自動車の部品(金属製のものを除く。)</p> <p>六 照明カバー</p> <p>七 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム</p> <p>八 防臭剤</p> <p>九 ワックス</p> <p>十 サーフボード</p> <p>十一 インキリボン</p> <p>十二 印画紙</p> <p>十三 ボタン</p> <p>十四 管、浴槽その他のプラスチック製品(成形したのものに限る。)</p>
十一 PFOS又はその塩	<p>一 航空機用の作動油</p> <p>二 糸を紡ぐために使用する油剤</p> <p>三 金属の加工に使用するエッチング剤</p> <p>四 半導体(無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。)の製造に使用する</p>

	エッチング剤 五 メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤 六 半導体の製造に使用する反射防止剤 七 研磨剤 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九 防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。) 十 印画紙
十二 テトラブロモジフ ェニルエーテル	一 塗料 二 接着剤
十三 ペンタブロモジフ ェニルエーテル	一 塗料 二 接着剤

(昭五四政二二五・全改、昭五六政三〇二・昭六一政二九七・昭六一政三三五・平元政三五・平一二政三一一・平一二政五四二・平一四政二八七・平一五政五・平一九政三二二・平二一政二五六・一部改正)

(第一種特定化学物質を使用することができる用途)

第三条の二 法第十四条の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる用途とする。

第一種特定化学物質	用途
PFOS又はその塩	一 エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。) 二 半導体用のレジストの製造 三 業務用写真フィルムの製造

(平二一政二五六・追加)

(技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品)

第三条の三 法第十七条第二項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。

第一種特定化学物質	製品
PFOS又はその塩	一 エッチング剤(圧電フィルタ又は無線機器が三メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。) 二 半導体用のレジスト 三 業務用写真フィルム

(平二一政二五六・追加)

(第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品)

第四条 法第二十六条第一項の政令で定める製品は、第一条の二第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質(次条の表第三号において「トリブチルスズ化合物」という。)については、塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)とする。

(平二政二五九・追加、平一四政二八七・旧第四条の二繰上)

(技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品)

第五条 法第二十七条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。

第二種特定化学物質	製品
一 トリクロロエチレン	一 接着剤(動植物系のものを除く。) 二 塗料(水系塗料を除く。) 三 金属加工油 四 洗浄剤
二 テトラクロロエチレン	一 加硫剤 二 接着剤(動植物系のものを除く。) 三 塗料(水系塗料を除く。) 四 洗浄剤 五 繊維製品用仕上加工剤
三 トリブチルスズ化合物	一 防腐剤及びかび防止剤 二 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)

(平元政七五・追加、平二政二五九・旧第四条の二繰下・一部改正、平一四政二八七・旧第四条の三繰下、平二一政二五六・一部改正)

(手数料)

第六条 法第三十五条の規定により次の表の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額(電子申請(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。))による場合にあつては、同表の下欄に定める金額)とする。

納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一 法第六条第一項の許可を受けようとする者	二十二万六百元	二十一万三千七百元
二 法第十条第一項の許可を受けようとする者	十二万七千七百元	十一万七千二百円
三 法第十一条第一項の許可を受けようとする者	四万六千七百元	三万九千九百元